（認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等）

第五十二条の六十一の二十八　内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第五十二条の六十一の二十九　内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節　雑則

第五十二条の六十一の三十　電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第七号中「取得」を「取得され」に改め、同条第二項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第六号中「取得」を「取得され」に改め、同条第三項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第八号中「取得」を「取得され」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条中第十三号を第十九号とし、第十二号の次に次の六号を加える。

十三　第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

十四　第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五　第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

十六　第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

十七　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

十八　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

第五十八条中「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第六十一条に次の二号を加える。

八　第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者

九　不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者

第六十二条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「第四項又は」を「第四項、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六十三条第一号中「第五十二条の二十七又は」を「第五十二条の二十七、」に改め、「含む。）」の下に「又は第五十二条の六十一の十三」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の五十三」を「、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の五十四第一項」を「、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」に改め、同条第五号中「同条」を「同項」に改め、同条第八号中「又は」を「若しくは」に、「書類」を「書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」に改める。

第六十三条の二の六を第六十三条の二の七とし、第六十三条の二の五を第六十三条の二の六とする。

第六十三条の二の四に次の一号を加える。

五　第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三条の二の四を第六十三条の二の五とする。

第六十三条の二の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の二の四　第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三第二号中「第五十二条の五十二」の下に「、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二」の下に「、第六十二条第三号」を加え、「第六十三条の二の四」を「第六十三条の二の五」に改める。

第六十五条中「又は銀行代理業者」を「、銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者」に、「銀行代理業者が」を「銀行代理業者又は電子決済等代行業者が」に、「は、百万円」を「又は認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円」に改め、同条第四号中「第五十二条の六十一第三項」の下に「、第五十二条の六十一の六第一項」を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第五号及び第六号中「又は」を「、又は」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二条の五十五」を「、第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」に改め、同条第十一号の二中「、同条」を「同条」に改め、同条第十四号及び第十六号中「又は」を「、又は」に改め、同条第十七号中「若しくは」を「、若しくは」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第十九号中「含む。）」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十二」を加える。

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二　正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者